

アクセルと
ブレーキの

後付けの急発進等抑制装置の
設置費用を補助します！

踏み間違いによる事故防止！

申請受付期間

令和3年7月1日（木）

～

令和4年2月28日（月）

- ※必着
- ※予算の範囲内で実施
- 令和3年度限り



対象者

一宮市内にお住まいの

令和4年3月31日現在で

満 6 5 歳 以 上

（昭和32年4月1日以前生まれ）

の方

補助金額

購入設置費の5分の4
（1,000円未満切り捨て）

障害物検知機能付き

上限 3 2, 0 0 0 円

障害物検知機能なし

上限 1 6, 0 0 0 円

※ 1人1基限り

問い合わせ先

一宮市総合政策部市民協働課

0586-28-8671

※詳しくは裏面をご確認ください

■ 対象者の要件

- ・ 市内に住所を有し、昭和32年4月1日以前に生まれた方で、有効な運転免許証をお持ちの方
 - ・ 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一の方
 - ・ 自動車税及び市税の滞納がない方
 - ・ **令和3年4月1日以降**に安全運転支援装置を設置された方
 - ・ 自動車税及び市税の滞納がない方
 - ・ 過去に高齢者安全運転支援装置設置補助金の適用を受けていない方
- ※上記の要件は主なもので、全て満たす方が対象です

■ 対象となる自動車

- ・ 安全運転支援装置を設置することが可能なもの
- ・ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載された個人の用途に供するもの

■ 対象となる安全運転支援装置

- ・ 国土交通省の性能認定を受けた「後付けの急発進等抑制装置」で、一般社団法人次世代自動車振興センターが認定した「後付け装置取扱事業者」のうち、愛知県内の店舗等で設置したもの

補助金交付までのながれ

① 補助対象の要件に該当するか確認

② 愛知県内の認定事業者で補助対象となる装置を設置

※事業者に「安全運転支援装置販売・設置証明書」の発行を依頼してください

③ 市民協働課（本庁舎6階）へ必要書類を添えて補助金の申請（郵送可）

④ 書類審査後、市から交付決定通知を送付

⑤ 市へ請求書を提出 ※申請と同時に提出することもできます

⑥ 指定の口座に補助金が振り込まれます

■ 申請受付・問い合わせ先

一宮市総合政策部市民協働課（本庁舎6階）

〒491-8501 一宮市本町2-5-6

電話：0586-28-8671

※申請書類は市民協働課にて配布、または市ウェブサイトからダウンロード可

